

20160112情第6号
環廃企発第1601252号
平成28年1月25日

各製造業者等 殿

経済産業大臣 林 幹雄

環境大臣 大塚 珠代

特定家庭用機器廃棄物の再商品化等について

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「法」という。）に基づき、製造業者等は、拡大生産者責任の理念の下、自らが製造等をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の実施等が義務付けられている。平成13年の法の本格施行以降、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等は着実に実施され、法の目的である廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に貢献してきたところである。

製造業者等による再商品化等については、法第22条及び特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号。以下「令」という。）第3条に定める再商品化等を実施すべき量に関する基準並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第2号へ及び同令第6条第1項第2号ハの規定に基づく「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」（平成11年厚生省告示148号）において定められた再生又は処分の方法（以下「廃棄物処理法処理基準」という。）を設けているが、その詳細な手法や質については、製造業者等の創意工夫に委ねられており、これまで法令上の詳細な規制は設けてこなかったところである。この点について、平成26年10月に産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の合

同会合において取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」においては、家電リサイクルの一層の高度化が課題・論点として挙げられた。具体的には、家電リサイクルの質を担保していく観点から、国は、特定家庭用機器廃棄物の部品及び材料の分離に関する望ましい取組について、製造業者等に対してガイドラインを示すべきであると提言された。また、今後ともリサイクルの「質」を高めていく観点から、国は、製造業者等による高度なりサイクルの取組を促進することを、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針（平成11年環境庁、厚生省、通商産業省告示第1号）に位置づけるべきと提言されたところであり、この提言を踏まえて、平成27年3月に同基本方針を改正したところである（※別紙参照）。

一方、国際的な動向に目を転じてみれば、欧州における成長戦略「Europe2020」の主要政策の一つであり、平成27年6月にドイツ・エルマウで開催されたG7サミットの首脳宣言にも盛り込まれた「資源効率」の議論に代表されるように、今後の持続可能な成長を実現していくに当たっては、より少ない資源投入で、より大きな価値を生み出すことが必要であり、その際、製造業者による環境配慮設計や、リサイクルにより得られた二次資源（以下「再生資源」という。）の果たす役割は大きく、特に、天然資源の太宗を輸入に頼る我が国においては、より一層重要なものと位置付けられる。製造業者等による再商品化等は、廃棄物の適正処理であると同時に再生資源の製造・供給であり、高度なりサイクルを通じ、その質を高めていくことによって、今後の我が国の再生資源の重要な供給源となり得るものである。

そのような質の高い再生資源を安定的・継続的に供給していくためには、製造業者等及び製造業者等の委託により特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を実施する者（以下「再商品化等実施者」という。）については、廃棄物の減量や安定化を目的とする場合の廃棄物処理に求められる水準よりも、更に高度な水準の処理や管理が必要となる。

これらの観点を踏まえ、今般、製造業者等及び再商品化等実施者が再商品化等を実施するにあたって遵守すべき事項及び再商品化等を実施する際の望ましい取組に係る事項について、法第27条に基づき、下記のとおり助言をすることとする。再商品化等の実施に当たっては、これらに十分留意の上、厳格な運用に努められたい。

なお、製造業者等が再商品化等の実施を委託する際、下記の第1に掲げる事項を遵守できる事業者であることが望ましいが、委託先事業者の選定は製造業者等の裁量に委ねられるべきものであり、下記の第1に掲げる事項を全て遵守できる事業者であったとしても、製造業者等が当該事業者への委託を義務付けられるものではないことを念のため申し添える。

第1 製造業者等及び再商品化等実施者が再商品化等を実施するにあたって遵守すべき事項

1 再商品化等の実施について

(1) 有価物

法第2条第1項において、「再商品化」とは、機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、自らこれを製品の部品若しくは原材料として利用する行為又はこれを製品の部品若しくは原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にする行為と定義している。

したがって、再商品化等実施者において、特定家庭用機器廃棄物の部品の一部を分離したのみで、概ね原型を留めた形のまま第三者に譲渡する行為は、再商品化の定義に照らして、再商品化の委託に該当する行為であり、特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成12年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。）第9条第2号ホの要件を満たさないことから、法第25条に基づく主務大臣の認定の取消事由に該当するものである点に留意すること。

特定家庭用機器廃棄物の再商品化に当たり、部品及び材料を分離し、原材料として回収する際に、鉄、アルミニウム、銅又はプラスチックが含まれているときは、それらを分離した上で回収すること。また、部品として回収する場合において、当該部品の再利用の可能性や適合性を確認し、適正な再利用がなされないおそれがあると考えられるときは、当該部品の機能破壊を行った上で譲渡すること。

特定家庭用機器廃棄物から回収した有価物と廃棄物については、技術的・経済的に可能な範囲で分離し、有価物として第三者に譲渡する場合には、その物の性状等を勘案した結果、廃棄物と見なされることのないよう留意すること。

(2) フロン類

特定家庭用機器廃棄物に含まれるフロン類（令第2条第2項各号に定める特定物質等をいう。以下同じ。）については、法第18条第2項及び令第2条第1項の規定により、回収及び有償若しくは無償での譲渡又は破壊を義務付けられ、また、廃棄物処理法処理基準に基づきその方法が示されているところではあるが、これらを適切に実施する観点から、次に示す取組を実施すること。

ア エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の冷媒として使用されていたフロン類について、その種別ごとに回収すること。

イ フロン類の回収作業中にフロン類の漏洩が発生していないか定期的に確認し、漏洩が発生した場合に直ちに必要な対策が実施できる体制を整備すること。

ウ 回収後のフロン類については、出荷まで適正に温度管理された場所に

保管すること。

エ 回収・出荷・処理時点でのフロン類の重量を記録し、重量差異を確認すること。

(3) 有害物質の適正管理

特定家庭用機器廃棄物に含まれる水銀、砒素については、廃棄物処理法処理基準に基づき適正に回収、処理すること。また、特定家庭用機器廃棄物に含まれる鉛及びPCBを使用した部品を含む特定家庭用機器廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める処理基準等に基づき、適正に回収、処理すること。

(4) その他

引き取った特定家庭用機器廃棄物の総重量及び台数並びに再商品化等をした特定家庭用機器廃棄物の総重量、台数及びフロン回収重量については、月毎に管理し、異常値が出た場合には、その原因を究明した上で、必要な対策を実施すること。

再商品化等を実施する前の特定家庭用機器廃棄物の保管にあたっては、保管場所の施錠、防犯カメラの設置その他の適切な盗難防止措置を採ること。

法第18条に定める再商品化等実施義務に抵触する行為があった場合には、製造業者等は、自主的かつ速やかに主務大臣に報告すること。

法第2条第2項に定める熱回収については、現状では、法第22条第1項及び令第3条に定める再商品化等を実施すべき量に関する基準には含まれていないところではあるが、廃棄物の減量及び資源の有効活用に資する取組であることから、技術的・経済的に可能な範囲で、最終処分よりも優先的に取り組むこと。また、その重量について月毎に管理すること。

製造業者等又は再商品化等実施者において再商品化等を終えて引き渡す際には、可能な限りきれいに家電リサイクル券を剥がして行うこと。

2 再商品化により得られた物の譲渡先について

製造業者等及び再商品化等実施者の譲渡先（商社や問屋等、直接加工・処理等を行っていない事業者が譲渡先である場合には、当該譲渡先の譲渡先をいう。以下同じ。）が製品の部品又は原材料として利用していなければ、法第2条第1項の定義に照らし、「再商品化」には該当しないため、譲渡先における部品又は原材料としての利用方法については、譲渡契約を交わす際に必ず確認すること。

また、譲渡契約締結後も、譲渡先における部品又は原材料としての利用方法については、少なくとも年に1回、譲渡先より報告（譲渡先における利用方法が公表されている場合には、当該公表情報を含む。）を取得して、譲渡先が製品の部品又は原材料として利用していることを確認すること。

譲渡先における部品又は原材料としての利用方法の確認結果を踏まえつつ、全ての譲渡先への立入調査等の現地確認を計画的に実施すること。ただし、譲渡先から利用方法の変更の連絡があった場合その他の事由により緊急的・臨時的に現地確認を行う必要があると判断される場合には、計画外の現地確認を実施すること。また、これらの書面確認及び現地確認の結果を適正に記録、保管すること。

さらに、これらの確認の結果、譲渡契約の際に確認した利用方法と異なる方法で利用されていた場合には、必要に応じて是正あるいは譲渡契約の解除を行うこと。

3 再商品化を実施する際の作業環境・安全衛生等について

再商品化等実施者において、安全衛生委員会又はこれに準ずる組織を設置し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の遵守状況について定期的に確認すること。また、安全衛生委員会等による定期的な巡視等、5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）を遵守する仕組みを有すること。

再商品化等実施者において、従業員の健康管理の観点から、粉塵、振動、騒音、照度等の作業環境測定を定期的に行い、その結果に基づき適切な管理区分を設定すること。

再商品化等実施者において、工場周辺における振動、騒音、排ガス、排水等の定期的な測定等を行い、規制値以下であることを定期的に確認すること。

再商品化等実施者において、特定家庭用機器廃棄物に含まれる冷凍機油その他の危険物や合成樹脂、発泡樹脂その他の指定可燃物については、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき適切に保管すること。

4 その他

特定家庭用機器廃棄物の排出者等に対し、再商品化等施設の見学会の開催やイベント展示等、再商品化についての理解を深めるための普及啓発活動を積極的に実施すること。

第2 製造業者等又は再商品化等実施者が再商品化等を実施する際の望ましい取組に係る事項

1 再商品化等の実施について

再商品化等実施者においても、令第3条の再商品化等を実施すべき量に関する基準に従い、再商品化等を実施すること。

製造業者等又は再商品化等実施者における再商品化のみならず、その譲渡先以降のサプライチェーン全体を通じた廃棄物の減量及び回収物の品位向上のため、技術的・経済的に可能な範囲で、以下の取組を実施すること。

① 非鉄金属のうち銅及びアルミニウムについては、素材別に分別回収すること。また、合金の種類ごとに分別回収すること。

- ② プラスチックのうちポリプロピレン、ポリスチレン、アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン等、特定家庭用機器廃棄物に多く含まれるものについては、その種類ごとに分別回収すること。
- ③ 複合素材から成る部品については、破碎等して鉄、銅、アルミニウム、プラスチック、ガラス等の主要な素材別に、プラスチックについてはその種類別に分別回収すること。破碎等による分別回収が困難な場合には、譲渡先がそのままの形で原料として利用できる状態にした上で、譲渡すること。
- ④ 特定家庭用機器廃棄物に含まれるネオジムその他の希少金属類については、種類ごとに分別回収すること。

2 再商品化により得られた物の譲渡先について

製造業者等又は再商品化等実施者の譲渡先における利用方法のみならず、国内・海外を問わず、譲渡先の譲渡先や、さらにその譲渡先における利用方法等についても、可能な限り把握し、譲渡した部品又は原材料が最終的に製品又はその部品として再生され、適正な資源循環がなされていることを確認すること。

3 再商品化を実施する際の作業環境・安全衛生等について

ISO14001やISO9001、OHSAS18001といった環境、品質、労働衛生等に関する既存の規格を活用又は参考にしつつ、環境や労働衛生に関する適切な管理体制を構築すること。

4 その他

製造業者等は再商品化等実施者と定期的な意見交換を開催し、易解体性等の再商品化等に係る製品情報を共有することを通じて、特定家庭用機器の設計及び部品又は原材料の選択の工夫その他の環境配慮設計に取り組むこと。

製造業者等については、法第22条第2項に基づき、再商品化等の状況について公表する努力義務が課されているが、再商品化等実施者についても、再商品化等を実施すべき量に関する基準の達成状況、今後調査することとしている「再資源化率」の品目別実績等について、積極的に情報公開すること。

特定家庭用機器廃棄物から回収されたプラスチック類を部品又は原材料として自社製品を製造したり、再生資源の新たな用途の開発及び需要拡大に向け、関係事業者と連携を進めること。

回収物の品位向上や回収量の向上を図るよう、関係事業者とも必要な連携を図り、新しい選別技術や分離・破碎技術を導入に取り組むこと。

臭素系難燃剤の取扱いについては、現在はリサイクルの際には規制の対象外となっているが、必要に応じ対応を行えるよう、その動向を注視すること。

別紙

特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針

(平成27年改正)

2 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関する事項

(略)

(1) 特定家庭用機器廃棄物に含まれる金属については、それぞれの金属の種類に応じた再商品化を促進するため、回収効率の向上、金属の種類ごとの分別回収、回収される金属の種類ごとの品質の向上及び再商品化される金属の種類拡大に努めるとともに、再商品化される金属について新たな用途の開発及び需要拡大に向けた関係事業者の協力が必要である。

(2) (略)

(3) 特定家庭用機器廃棄物に含まれるプラスチック類については、それぞれのプラスチック類の種類に応じた再商品化、とりわけ回収されたプラスチック類の特定家庭用機器の部品又は原材料としての利用を促進するため、プラスチック類の種類ごとの選別技術の向上、回収されるプラスチック類の品質の向上、再商品化等されるプラスチック類の種類拡大、プラスチック類の再商品化等に必要な行為の用に供する施設の整備の促進に努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物から回収されたプラスチック類を部品又は原材料として同一種類の製品を製造すること並びに再商品化により得られたものの新たな用途の開発及び需要拡大に向けた関係事業者の協力が必要である。

(4) (略)

また、国は、再商品化等に必要な行為に要する費用の低減及び排出者の理解の増進を通じた適正な排出の促進を図るため、毎年度、製造業者等に対し、再商品化等に必要な行為に関する支出の総額及びその内訳について報告を求め、製造業者等やその委託を受けて再商品化等に必要な行為を業として実施する者における公正な競争や交渉を阻害しない範囲で、これを公表することが必要である。

(略)